解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年三月二十六日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

岐阜県恵那市長島町正家一丁目一番地一

清算法人恵那市美濃東部土地改良区

清算人代表　和田　光夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

大阪市中央区中寺一丁目一番五四号大阪社会福祉指導センター内

財団法人福永報恩会

代表清算人　福永　恭造

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月二十九日奈良県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷五八三番地一

広陵町土地開発公社

清算人　植村　敏郎

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年三月三十一日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

和歌山県新宮市井の沢一番三〇号

新宮市土地開発公社

清算人　鈴木　俊朗

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

和歌山県新宮市三輪崎三〇〇六番地

財団法人新宮港湾財団

代表清算人　田岡実千年

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

広島市西区己斐東一丁目六番一号

財団法人広島県相互扶助会

清算人　古川　政則

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月九日

福岡県糸島市志摩小金丸三〇七五番地

財団法人金華会

代表清算人　小冨士敬徳

配当公告

大阪市浪速区大国一丁目五番八号

破産者　大阪岡山興業株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十四年（フ）第五〇一二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三六五、六六三、二九〇円

一、配当することのできる金額

金九〇、七二九、二六九円

平成二十五年五月九日

大阪市中央区北浜二丁目一番一九―八〇二号

破産管財人　疋田　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市太白区青山一丁目一番地の三九、最後の住所仙台市太白区西中田六丁目二二番二―五一〇号　被相続人　亡　秋葉　忠秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル五〇四　内田・篠塚法律事務所

相続財産管理人　弁護士　篠塚　功照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市二間塚一九五七番地、最後の住所千葉県富津市青木四丁目七番地九

被相続人　亡　平野　正和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

事務所千葉市中央区中央四丁目一三番一三号なのはなビル二階　なのはな法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中山　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市境二七九番地、最後の住所千葉市若葉区野呂町一七九三番地の六〇

被相続人　亡　河田　竹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

事務所千葉市中央区中央四丁目一三番一三号なのはなビル二階　なのはな法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中山　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市旭町三丁目五二〇番地、最後の住所福井県鯖江市旭町三丁目五番一二号

被相続人　亡　山田　みよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目一一番一五号ＳＶＡＸ　ＴＴサウスウイング二階

相続財産管理人　弁護士　西中　克己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋室町二丁目六番地三、最後の住所東京都中央区豊海町二番一―三一一号　被相続人　亡　樋口　幸明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石神恒太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区馬場七丁目二六番、最後の住所横浜市鶴見区馬場七丁目二六番一四号　被相続人　亡　長濱　詔治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

神奈川県鎌倉市大船一丁目一二番一一号ミツハマビル

相続財産管理人　弁護士　田中　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区白金町一丁目二二番地、最後の住所横浜市南区三春台一三五番地　被相続人　亡　村田　博記

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月九日

横浜市中区山下町六一番地一横浜山下ビル三階

相続財産管理人　弁護士　大久保　博